

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月9日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第47号

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（家庭支援事業の措置等）

第17条 市長は、法第21条の18第2項の規定による措置を行ったときは家庭支援事業措置

（解除）決定通知書により当該被措置者（被措置者が児童のときは、当該児童の保護者をいう。

以下同じ。）に通知し、措置を委託するときは委託（決定）通知書により委託事業者に通知する。

2 市長は、前項の措置を解除したときは、家庭支援事業措置（解除）決定通知書により、当該被措置者及び委託事業者に通知する。

第18条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第51条第2号の2に掲げる費用については、法第56条第2項の規定による費用の徴収は行わないものとする。

第19条第1項中「から第3項まで」を「、第3項及び第4項」に改め、同条第4項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

別表第2第4号様式の項中「及び第15条」を「、第15条及び第17条」に改め、同表第15号様式の項中「要保護児童送致（通知）書」を「家庭支援事業措置（解除）決定通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。